

資生堂健康保険組合公告第 549 号

平成 30 年 10 月 1 日

資生堂健康保険組合
理事長 本多 由紀



公 告

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定により、当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

記

1. 平成 30 年 9 月 30 日の全加入者の平均標準報酬月額	326,248 円
-----------------------------------	-----------

2. 平成 31 年度における平均標準報酬月額	第 23 等級	320,000 円
-------------------------	---------	-----------

ただし、当該者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額が 320,000 円に満たないときは資格喪失時の標準報酬月額とする。

3. 適用年月日および期間	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日～ 翌年 (2020) 3 月 31 日
---------------	---

以上